

お忘れなく！ 市・県民税の申告

◎申告相談受付期間

2/16月
3/16月

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までの1カ月間で、地域ごとに9ページから11ページの日程表のとおり実施します。申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。申告会場は、一昨年から本庁・支所ともにそれぞれ1カ所となっています。お間違いのないようにお越しください。

申告が必要な人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

●平成21年1月1日現在、庄原市に住所のある人で、平成20年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人

●給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
●年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人

●サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

確定申告が必要な人

次の内容に該当する人は、所得

税の確定申告が必要となります。

●事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成20年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

●サラリーマンで、
①給与の収入が2,000万円を超える人

②給与所得以外の所得が20万円を超える人

③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人

④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

申告に必要なもの

●印鑑
●農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」もしくは「月別集計表」

など、収入や必要経費を整理したもの

●給与・年金の源泉徴収票や支払証明書

●生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は支払証明書

●国民年金の控除を受ける人は保険料控除証明書

●医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)

●新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの

●肉用牛の免税を受ける場合は販売証明書

●住宅借入金特別控除を受ける人は、登記簿謄本または抄本、売買契約書または工事請負契約書の写し、住民票の写し、住宅取

得に係る借入金(の年末残高)等証明書など

●所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印

《お気をつけください！》

●源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。

●一昨年まで、税務署から別途送られていた案内はがきは、昨年からは送付されません。

●市の相談会場にお越しいただいた場合でも、税務署で相談していただくようお願いすることもありますので、ご了承ください。

●申告は、郵送(3月16日消印有効)でもできます。

ご協力ください

①医療費控除のある人は、領収書などを個人別、医療機関別、日

付順に分けて集計し、当日持参してください。

②農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない方、また、医療費控除を受ける人で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のため、会場において、ご自分で集計していただきますので、時間がかかる場合があります。

③各地区の割当日に申告してください。

④申告者が集中した場合、会場でお待ちいただくことがあります。

⑤税務署から申告書が送付されている場合は、忘れずにご持参ください。

問い合わせ
税務課市民税係

0824-73-1146

各支所税務担当係

(連絡先は、各日程表の下

部9～11ページに記載)

庄原税務署

0824-72-1001

平成21年度 市・県民税申告相談受付日程表

場所/市役所本庁2階会議室		庄原地域	
月日	午前(受付8:30~11:30)	午後(受付13:00~16:30)	
2/16(月)	春田町のうち 津谷、仲蔵 峰田町のうち	峰田町のうち 峰、発展、赤川	
17(火)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町	
18(水)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田	
19(木)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行	
20(金)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町	
23(月)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町	
24(火)	高 町のうち 上組、市場	高 町のうち 高取、上組上、三協、夜燈	
25(水)	高 町のうち 貝六 小用町	川西町	
26(木)	殿垣内町、平和町	本郷町、尾引町	
27(金)	木戸町	高茂町、水越町	
3/2(月)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目	
3(火)	戸郷町、中本町一丁目	市町、田原町	
4(水)	宮内町	板橋町	
5(木)	新庄町、西本町四丁目	是松町、高門町	
6(金)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町	
9(月)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本 町	
10(火)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町	
11(水)	中本町二丁目、東本町一丁目	三日市町、東本町四丁目	
12(木)	大久保町、東本町二丁目	西本町二丁目、東本町三丁目	
13(金)		予備日	
16(月)		予備日	

- ①申告会場は、市役所本庁2階会議室です。(自治振興センターでの申告相談は行いません。)
- ②本年度も、「市民税・県民税申告書」は送付していませんが、「申告が必要となる人」に該当する人は、申告をお願いします。(郵送による申告を希望する場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書を用意しています。)
- 問い合わせ 税務課市民税係 ☎0824-73-1146

場所	総領地域 総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	比和地域 比和支所 2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野地域 高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115
月日	受付9:00~11:30、13:00~16:00	受付9:00~11:00、13:00~16:00	受付9:00~11:30、13:00~16:00
2/16(月)	全域	簡易申告日(年金、給与の還付など)	新市のうち 上本町、祇園町、土手
17(火)		比和谷	新市のうち 新町、札幌
18(水)		比和上、比和中、比和下	新市のうち 下本町、西町
19(木)		布見	新市のうち 市原、東半戸、殿垣内
20(金)		永原	新市のうち 別所、上市、和手川、川角
23(月)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	山王	南
24(火)		石ケ原	高暮
25(水)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家、中領家	越原	上里原
26(木)		予備日	下門田
27(金)	下領家、上市	古頃上、中先途	中門田
3/2(月)		古頃下、甲之邑	上湯川のうち 俵原、餅ノ実、 郷原、上湯川中
3(火)	稲草西、木屋	木屋原上、木屋原中	上湯川のうち 笹谷 下湯川のうち 土居
4(水)		木屋原下、絞り	下湯川のうち 尻無、 下湯川中、下湯川下
5(木)	全域	小和田南	和南原のうち 篠原、深石、三沢
6(金)		小和田東	和南原のうち 水谷、隣組、奥三沢
9(月)		予備日	和南原のうち 貝崎、寸為、和南原開拓
10(火)		小和田北	岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾
11(水)		福田上	岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上
12(木)	福田下	奥門田のうち 湯ノ谷、西川 奥門田中、奥門田下	
13(金)	元常	予備日	予備日
16(月)	予備日	予備日	予備日

場所	口和地域 ヒューマンライツ第2会議室 ☎0824-87-2213	東城地域 東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城地域 西城支所 2階大会議室 ☎0824-82-2124
月日	受付9:00~11:30、13:00~16:00	受付8:30~11:00、13:00~16:30	受付9:00~11:30、13:00~16:00
2/16(月)	田口、熊谷、紙谷	新免、三坂	大屋、高尾
17(火)	桑垣内、中組、大草黒谷	戸宇	入江、油木
18(水)	宮内市場、木原後庵	川島、保田	
19(木)	向住、皆原	森	八鳥、中迫
20(金)	日南、吉木	内堀、小串	
23(月)	大佐古、原畑、大月市場	小奴可(持丸、板井谷、 川より東)、加谷	平子、三坂
24(火)	岡組、上組	小奴可(川より西)、田黒	
25(水)	竹地本谷、芦原	塩原、千鳥	中野
26(木)	下槇原、上槇原、麻志、落合、 真金原	帝釈未渡、帝釈始終	
27(金)	伊与谷、岩根、川東、藤根	帝釈宇山、帝釈山中	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
3/2(月)	永石、永沢、一日市	粟田(東区・南区)、受原	
3(火)	池津、矢淵、湯木市場	粟田(中区・北区)、菅	西城、小鳥原
4(水)	宮沖、永田市場、大塩	久代	栗、熊野
5(木)	中郷、福祉村、深屋	福代、竹森	
6(金)	宮下、宮下ハイツ、大久保	東城	簡易申告日 (年金、給与の還付など)
9(月)	元恒、出雲石	川西(宮平、比奈、上市、新丁、 川西下)	
10(火)	金田本谷、塩谷	川西(陰地、上記以外)	大佐、福山
11(水)	石谷、下金田	川東(久松、下1~6)	
12(木)	常定東、常定西	川東(上記以外)	予備日
13(金)	予備日	予備日	予備日
16(月)	予備日	予備日	予備日

総領
 ① 2月23日(月)から3月4日(水)までは、地域指定をしています。指定日に申告できない方は、全域を対象としている期間のうち都合の良い日に申告をしてください。
 ② 土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 問い合わせ 総領支所市民生活室
 ☎0824-88-3063

比和
 ① 簡易申告日【2月16日(月)】は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をする方の相談日です。
 ② 昨年、庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 問い合わせ 比和支所市民生活室
 ☎0824-85-3001

高野
 昨年、庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 問い合わせ 高野支所市民生活室
 ☎0824-86-2115

口和
 土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 問い合わせ 口和支所市民生活室
 ☎0824-87-2112

東城
 ① 今年から、庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(二年目)のある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 ② 3月13日(金)、3月16日(月)は、原則、申告書などを再提出する人を対象とします。
 問い合わせ 東城支所市民生活室
 ☎08477-2-5121

西城
 ① 簡易申告日【3月2日(月)と3月9日(月)】は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をされる方の相談日です。
 ② 昨年、庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林・配当所得がある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
 問い合わせ 西城支所市民生活室
 ☎0824-82-2124